三　第一号に該当する事業主が次のイ又はロのいずれかに該当する場合における前号の規定の適用については、同号中「三分の二」とあるのは、「四分の三」とする。

イ　主として事業主又は事業主団体及び地方公共団体の出資により設立された法人であつて、かつ、重度障害者等の雇用の促進に特に資すると認められるものである場合

ロ　第一号ロの雇入れに係る労働者として、主として重度障害者等を対象とする施設に入所しているものその他の職業生活を営むことが特に困難であるものを十人以上雇い入れるものである場合

第百十九条第一項中「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第三号」を「第百十八条の三第六項第三号」に改め、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第二項中「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第三項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第四項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同条第五項中「建設事業主団体雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第六項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第三号」を「第百十八条の三第六項第三号」に改め、「限る。」の下に「、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を加え、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同条第八項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第九項を削り、同条第十項中「地域求職者雇用奨励金又は精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号」を「精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号」に改め、「事業主に係るものに限る。）」の下に「又は職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を加え、「、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項中「、地域再生中小企業創業助成金又は雇用創造先導的創業等奨励金」を「又は地域再生中小企業創業助成金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「介護雇用管理制度等導入奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第四号」を「第百十八条の三第六項第四号」に改め、「限る。）」の下に「、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十四項中「、地域再生中小企業創業助成金又は雇用創造先導的創業等奨励金」を「又は地域再生中小企業創業助成金」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「、地域再生中小企業創業助成金又は雇用創造先導的創業等奨励金」を「又は地域再生中小企業創業助成金」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金（第百十二条第五項第二号イ⑵又はロ⑵に係るものに限る。）、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。）、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）、訓練等支援給付金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、受給資格者創業支援助成金は支給しないものとする。

第百十九条第十五項中「介護未経験者確保等助成金」を「職場支援従事者配置助成金（第百十八条の三第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」に、「職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「中小企業雇用創出等能力開発助成金又は建設教育訓練助成金」に改め、同条第十六項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「又は介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「、介護労働者設備等導入奨励金又は重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」に改め、同条第十七項中「育児・介護雇用安定等助成金」を「事業所内保育施設設置・運営等助成金」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項中「地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。）」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「事業主に係るものに限る。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、同条第二十項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、介護労働者設備等導入奨励金、短時間労働者均衡待遇推進等助成金、事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第四号」を「第百十八条の三第六項第四号」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項とし、同条第二十一項中「、地域求職者雇用奨励金又は雇用創造先導的創業等奨励金」を「又は地域求職者雇用奨励金」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。）」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「又は精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号」を「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第六項第一号」に改め、「事業主に係るものに限る。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）、訓練等支援給付金又は中小企業雇用創出等能力開発助成金」を加え、「第百十二条第七項第二号イ⑵」を「第百十二条第五項第二号イ⑵」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項から第二十五項までを削り、同条第二十六項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に、「雇用創造先導的創業等奨励金、介護労働者設備等整備モデル奨励金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に、「第百十八条の三第七項第四号」を「第百十八条の三第六項第四号」に改め、「限る。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「建設事業主雇用改善推進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十三項とし、同条第二十四項とし、同条